

公 告

次の通り、企画競争について公告します。

平成30年2月23日

全国健康保険協会広島支部

支部長 神田和幸

1. 企画競争に付する業務

平成30年度全国健康保険協会広島支部保険料率およびインセンティブ制度に関する広告の原稿デザイン・新聞掲載に関する企画競争

2. 業務内容

業務の内容は、別に示す「仕様書」のとおりとする。

3. 予算額

業務の予算額は、149万1千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4. 参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）又は破産者で復権を得ない者

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があつた後3年（全国健康保険協会から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

- (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
 - (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
 - (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
 - (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
 - (9) 契約締結日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。
 - (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。
 - (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。

5.企画募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成30年2月27日（火）午前10時00時まで
- (3) 回答 平成30年2月28日（水）午後5時15分までにFAXにて行う。

6.企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類及び提出部数

①提出書類

ア 当該業務委託に係る企画書

(別紙、仕様書【8留意事項】に示す事項を記載)

イ 見積書

(様式は任意とするが、パンフレットの種類ごとにデザイン料、印刷に要する費用を確認できるものが望ましい)

- ウ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料（パンフレット等）
- エ 類似業務の請負実績がある場合は、その実績がわかる資料（任意様式）
- オ 保険料納付にかかる申立書（領収書（写）、納付証明書（写））

②提出部数

上記アからエについては各11部、オについては1部

(2) 提出期限等

- ①提出期限 ア については、平成30年3月5日（月）午後5時15分
イ、ウ、エ、オ、カについては、平成30年2月27日（火）10時

②企画書等の提出場所及び作成に関する問い合わせ先

末尾に記載の「本件担当、連絡先」

③提出方法

直接提出（持参）又は郵送とする。郵送の場合は、上記①の提出期限までに必着すること。

④提出にあたっての注意事項

- ア. 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- イ. 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は無効とする。

7. 評価の実施

(1) 審査基準及び選定について

提出された企画書を審査することにより当支部が定める評価基準に基づき、選考委員会を行い、評価の高い提案をおこなった一者を選定する。

(2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。なお、評価の経過、結果等に対する問い合わせには応じず、合否事由についても一切通知しない。

8. 契約の締結

評価結果通知後速やかに、全国健康保険協会広島支部長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認のうえ、契約を締結する。

9. その他

(1) 企画説明書に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約の公表

契約状況（相手先、契約額等）については、全国健康保険協会において公表する予定であるため、参加希望者は、これを承知のうえで企画競争に参加すること。

【本件担当、連絡先】

住所 〒732-8512

広島県広島市東区光町 1-10-19

日本生命広島光町ビル 2階

担当 保健グループ（崎谷・村上・村山）

電話 082-568-1011

F A X 082-568-1130